研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 5 月 3 0 日現在

機関番号: 13301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2019~2022

課題番号: 19K01331

研究課題名(和文)日韓独禁法の比較研究 - フランチャイズ契約における優越的地位の濫用の適用と限界 -

研究課題名(英文)Comparative study of Japan-Korea antitrust law -Application and limitations of abuse of superior bargaining position in franchise contracts

研究代表者

洪 淳康 (HONG, Soongang)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号:10554462

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文): 2023年春現在、コンビニエンスストアの時短営業の割合は韓国が約2割、日本は約1割である。デイリー商品の割引販売について韓国は本部が主導する形が多いが、日本ではほぼ加盟店独自であり、かつ割合もまだ小さい。コンビニエンスストアのドミナントについて韓国は異なるブランドのコンビニエンスストアであってもソウルなど大都市が100メートル、その他の地方が50メートルの距離制限が、コンビニ協会の要請を韓国公取委が承認する形で行われているが、日本では不当な取引制限になる可能性が高い。韓国では、フランチャイズの特別法だけでなく、事前に加盟店からの要望を協会が取り入れる形で優越的地位の濫用の発生を防止している。

研究成果の学術的意義や社会的意義 日本のコンビニエンスストア業界においてコンビニエンスストアの時短営業、値引き販売、ドミナントの問題は 喫緊の課題となっており、また独禁法上の優越的地位の濫用とも深い関係がある。韓国においても独禁法に優越 的地位の濫用規定があり、またコンビニエンスストアが多いため、相互比較は日本での上記の問題解決に多くの 示唆を与える。韓国においてもこれまで上記の問題について様々なトラブルがあったが、加盟店側からの声を本 部側が比較的取り入れるシステムが定着し、優越的地位の濫用事例は減少傾向にある。しかし、韓国で一般的な 加盟店間距離制限は日本で不当な取引制限に該当する可能性があり、この点は今後さらなる研究が必要である。

研究成果の概要 (英文): As of the spring of 2023, the percentage of convenience stores with reduced business hours is about 20% in Korea and about 10% in Japan. In South Korea, headquarters often take the lead in discount sales of fresh food, but in Japan, merchants are largely independent and the percentage is still small. About the problem that the distance between convenience stores is too close, in Korea, distance restrictions of 100 meters in major cities such as Seoul and 50 meters in other regions, even if they are convenience stores of different brands, have been implemented in the form of approval of the convenience store association's request by the Korea Fair Trade Commission. However, in Japan, there is a high possibility that it will be an unreasonable restraint of trade. In Korea, abuse of a superior bargaining position is prevented not only by special laws on franchises, but also by incorporating requests from franchisees in advance by associations.

研究分野:経済法

コンビニエンスストア 時短営業 24時間営業 値引き販売 フランチャイズ ドミナント 不当な取引制限 優越的地位の濫用

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

現在の日本の独禁法は、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして一定の行為を行うことを不公正な取引方法の一つである「優越的地位の濫用」として禁止している(2条9項5号等)。しかし、日本においては「自己の取引上の地位が相手方に優越している事業者」として認められる範囲が狭いため、フランチャイズ・システムを用いた事業活動に関する本部と加盟者間のほとんどの紛争においても、本部が加盟者に対し、優越的地位にあると認められることは少なく、その結果、加盟者が敗訴するか、民法による解決が図られることが多々あるというのが現状である。民法による解決は一見公平で妥当に見えるが、民法による場合、それぞれの主張立証責任があくまで「公平」であるため、様々な関連情報をより多く持っている本部がどうしても有利になることが多い。そこで相対的に優越的地位の認定範囲が広く、フランチャイズ・システムのもとでの優越的地位の濫用が日本より広く認められている韓国との比較研究によって日本における本部と加盟者の紛争を「形式的な公平性」ではなく、両者の力関係に配慮した、より「実質的な公平性」をもって解決できると考えた.

2.研究の目的

本研究の目的は、本部が加盟者に対し、「優越的地位」にあることが現状よりも認められやすくなると、独禁法の優越的地位の濫用をより積極的に適用することが可能となり、それによって民法による相互対等では実現できない、両者の間の実質的な力関係をきちんと反映したものとなって本部と加盟者間の紛争の解決に役立つのはもちろん、将来に向けての紛争の予防にも役立つことである。

3.研究の方法

2020 年 2 月末、コンビニエンスストアの加盟店と本部間の紛争を仲介する韓国公正取引調停院及び韓国コンビニエンスストア協会に聞き取り調査を行った。聞き取り調査においては、加盟店と本部間の優越的地位の濫用をめぐる紛争の数及び解決方法、期間、結果、用いられた法的論理などについて説明を聞いた。また、2023 年 7 月には、時短営業及び自主的な値引き販売をすでに行っている大阪市内の大手コンビニエンスストアの加盟店に直接伺い、聞き取り調査を行った。その他、東京の国立国会図書館やアジアの雑誌などが多い国立国会図書館関西館に何度も行き、資料収集を行った。

4.研究成果

韓国においては、本部の加盟店に対する優越的地位が幅広く認められ、問題となるのは「濫用」 の可否である。一方、日本においてはそもそも本部の加盟店に対する優越的地位はあまり認めら れていないのが現状である。見切り販売及び24時間営業については、韓国では日本より加盟店 の裁量が認められていることがわかった。見切り販売については特に制限はなく、専用のアプリ を使って予約を受け、たまたま実際に加盟に立ち寄る客だけでなく、より広く売りさばいていく のが印象的であった。2 4 時間営業についても比較的裁量が認められ、2 4 時間の加盟店に関し ては本部から電気代の補助やロイヤルティの減額があった。日本の加盟店においても最近は比 較的見切り販売はこれまでより自由にできるようになったが、やはりまだ見えない壁はあると いうことであった。そして、大阪の加盟店での聞き取り調査によると、韓国のように見切り販売 商品をアプリを使って売ることについては、ネットに弱いアルバイトの従業員は対応が厳しく、 またそもそも求人難であるため、ネット対応可能という壁まで作るとますます求人難に陥って しまい、仮にアプリでの販売が可能と言われても使わないであろうと言われた。2 4 時間営業の 時短営業への切り替えについては、過去よりは裁量が認められるようになったが、夜中にお店を 閉めてしまうと商品を運んでくる配送業者との時間調整が大変な部分があり、実際に踏み切る には本部との交渉だけでなく、運送会社とも交渉が必要だということがわかった。日本において も24時間営業を行う場合、本部から電気代などの補助が行われる。一方、加盟店のドミナント については、韓国においては、コンビニエンスストアのブランドに関係なく距離制限(ソウルと 一部の大都市が 100 メートル、それ以外の地方が 5 0 メートル) があり、お互いの至近距離にコ ンビニエンスストアが乱立し、急な売上額減少を防いでいることがわかった。日本においてはコ ンビニエンスストアだけそれを認めることは法的な枠組みとして公平性に問題があり、さらに 不当な取引制限に該当する可能性があるため、この問題に関しては今後の課題になる。

5		主な発表論文等
J	•	上る元化冊入寸

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

_

6 . 研究組織

 ・ M プロが日が日		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------